

《被扶養者を申請するときに必要な書類》

●は必須、★は該当する方のみ添付いただく書類です

入手先		HPより印刷		市区町村役所(場)				以前の勤務先	ハローワーク	管轄の役所	勤務先	税務署	年金機構	金融機関	学校		HPより印刷		
提出書類		被扶養者届	※扶養状況届 及び 生活状況 調査票	※住民票等	※申請者の最新の 所得証明書 又は 非課税証明書 (18歳以上)	配偶者が扶養されていない時		離職関連			収入調査関連		年金受給者 ※年金通知書 (ハガキ等)	※送金証明書 (学生以外) (別居の場合)	※学生証明書	新規加入の 保険証(写) 【国保以外】	健康保険証	家族埋葬料 支給請求書	
						被保険者の 最新の 所得証明書	配偶者の 最新の 所得証明書	A	B	C	D	E							
申請対象者	事由							※退職証明書	※雇用保険 受給資格者証	※廃業届	給与所得者 ※雇用内容証明書	給与外所得者 ※所得税の 確定申告書 (収支内訳書含む)							
増	配偶者 (内縁を含む)	結婚	●	●	●			●A~Cのうちいずれか 所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●						
		離職(廃業)	●	●	●	●			●離職の場合はA、廃業の場合はC					●					
		失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●			●B					●					
		在職中(収入減)	●	●	●	●						給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●					
	子	出生	●		● 親子手帳写可		☆	☆											
		養子縁組	●	● 除く高校生 以下	●	●	☆	☆	●A~Cのうちいずれか 所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●	● 除く高校生 以下			
		結婚(連れ子)	●	● 除く高校生 以下	●	●	☆	☆	●A~Cのうちいずれか 所得証明書に収入が記載されているが現在0の方			給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●					
		離職	●	● 除く高校生 以下	●	●	☆	☆	●A					●	●	● 除く高校生 以下			
		失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	● 除く高校生 以下	●	●	☆	☆	●B					●	●				
		在職中(収入減)	●	● 除く高校生 以下	●	●	☆	☆				給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●				
	配偶者・子 以外の家族	同居	離職(廃業)	●	●	●	●		●離職の場合はA、廃業の場合はC					●	●				
			失業給付受給終了または受給日額基準以下	●	●	●	●		●B					●	●				
			在職中(収入減)	●	●	●	●					給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●				
		別居	離職(廃業)	●	●	●	●		●離職の場合はA、廃業の場合はC					●	●				
失業給付受給終了または受給日額基準以下			●	●	●	●		●B					●	●					
在職中(収入減)			●	●	●	●					給与所得のみD、給与外所得のみE、 給与+給与外所得DE		●	●					
減	就職(アルバイト・パート等も含む)	●														●	●		
	生計維持者の変更	●														(●) 削除手続先行と なる場合は除く	●		
	所得(相続等による)収入を得た	●															●		
	離婚	●															●		
	死亡	●															●		
	雇用保険失業給付を受給(基準日額以上)する	●						●B 受給開始日が判明するもの									●		

一般的な添付書類は上記のとおりですが、個別案件としてケースによっては別の書類を提出いただく場合があります。

※印の付されている各種書類については【健康保険被扶養者届「添付書類」の説明】に詳細を記載しています。

☆印は、配偶者が「有」であるが被扶養者となっていない方(共働き世帯)については、双方の最新の所得証明が必要となります。